（前のページより続き）

労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（同）
国家試験
平成二十八年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）

〔公　告〕

諸　事　項
官庁
財団、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生関係
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係
会社その他
会社決算公告

告　示

○国家公安委員会告示第二十五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十九日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　近藤　博文

(二)　変更後の代表者の氏名　堺　道夫

二　変更を行った年月日　平成二十八年五月二十七日

○国家公安委員会告示第二十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十九日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　森岡　秀

(二)　変更後の代表者の氏名　宮本　広志

二　変更を行った年月日　平成二十八年五月三十日

○金融庁告示第三十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月三十日から適用する。

平成二十八年六月二十九日

金融庁長官　森　信親

第一条第二十七号を次のように改める。

二十七　スタンダードチャーテード証券株式会社

○総務省告示第二百七十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の確認措置に係る電気通信役務の認定をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十九日

総務大臣　山本　早苗

認定を受けた電気通信役務（以下「認定役務」という。）を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	認定役務の名称	認定役務の内容	認定をした日
株式会社ＮＴＴドコモ	Xiサービス ＦＯＭＡサービス	注１	平成28年５月20日
ＫＤＤＩ株式会社	au（ＷＩＮ）通信サービス契約 au（ＬＴＥ）通信サービス契約	注１	平成28年５月20日
沖縄セルラー電話株式会社	au（ＷＩＮ）通信サービス契約 au（ＬＴＥ）通信サービス契約	注１	平成28年５月20日
ソフトバンク株式会社	ソフトバンク３Ｇ通信サービス ソフトバンク４Ｇ通信サービス ワイモバイル通信サービス（ＰＨＳサービスを除く。）	注２	平成28年５月20日
株式会社ウィルコム沖縄	ソフトバンク３Ｇ通信サービス ソフトバンク４Ｇ通信サービス ソフトバンクモバイル㈱データ通信サービス ワイモバイル通信サービス（ＰＨＳサービスを除く。）	注３	平成28年５月20日
株式会社ノジマ	nojima EM LTE nojima mobile YM	注４	平成28年５月20日
株式会社ヤマダ電機	YAMADA air mobile	注４	平成28年５月20日
株式会社ラネット	BIC 4G LTE SERVICE	注４	平成28年５月20日